

研 究 紀 要

音 楽 部 会

研究テーマ 音楽科の授業におけるICT活用の可能性

①音楽科の授業におけるICT活用の授業展開例と課題

②音楽科におけるICT教育実践及び学校現場と著作権

東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェロー 原 口 直 . . . 1

令和5年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会報告

青森県総合学校教育センター 高校教育課 指導主事 道 川 里 奈 . . . 12

部 会 の 動 き 14

研 究 テ ー マ 15

紀要編集委員 村 上 康 太 (青森県立六ヶ所高等学校)

音 楽 部 会

研究テーマ

音楽科の授業における ICT 活用の可能性

東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェロー 原 口 直 氏

講師紹介

1981年長野県生まれ、神奈川県・長野県育ち。

東京学芸大学教育学部卒業後、大手芸能プロダクショングループ勤務を経て音楽科教諭。

現在は、公立中学校音楽科教員として教鞭をとりながら、東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェローとして講演活動・情報発信をおこなう。

東京都内の公立中学校および東京学芸大学附属世田谷中学校において、教育実習生の指導・進路指導・新しい学習指導要領内の「生活と社会に関わる音楽」分野の授業実践を重ねる。会社員時代の経験を活かした知的財産権教育の研究・発表実績多数。

2020年春より教室からYouTube 動画・ウェブサイト・講演にフィールドを移し、教員や教育実習生が学ぶためのコンテンツを発信している。Google 認定教育者。

共通目的事業委員会専門委員／SARTRAS（2021. 6～）

音楽文化事業に関する有識者委員会委員／JASRAC（2021. 5～）

東京学芸大こども未来研究所教育支援フェロー（2021. 3～）

知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会参考人／内閣府（2018）

「知財創造教育の普及・実践の推進を担う学校・教員の選定に向けた調査研究」有識者会議／内閣府（2022）

研修会① 音楽科の授業における ICT 活用の授業展開例と課題について

○グループ情報共有「各学校での ICT 機器の活用状況や授業での活用例などについて」

（5グループ5～6人編成、1人5分程度）

○グループ情報共有を受けての報告

・Aグループ

ロイロノートが1校、Google が3校、Classi が3校利用しており、ツールは多岐に渡っている。各校でしっかりと活用できているという印象であった。

活用例として、アンケートをGoogle Formで行っている、Classi で動画を配信して、振り返りの課題を提出させる、朝の欠席連絡をClassi にしている（事務部や教員の負担軽減につながっている）、プリントをロイロノートで配信する（ペーパーレスにもつながる）などが挙げられた。タブレットの管理が厳しい学校もある。教員よりも生徒の方が操作に慣れている。

課題として、Wi-Fi が上手く接続できない、40人で一斉にアクセスすると接続しにくくなるなどが挙げられた。また著作権の観点から、授業でのYouTubeの使用などについては大丈夫なのかといった不安が挙げられた。

授業での事例として、日本の残すべき愛唱歌をグループで調べ、スライドにまとめ、最後にグループで歌唱して発表する、J-Pop の好きなアーティストについてスライドに解説などをまとめ、50年間楽曲を残すためにはどうすればいいかという課題について考えるなどが挙げられた。

・Bグループ

授業連絡や課題配信で Google Classroom を使用し、煩わしさが緩和した。

授業での活用例として、楽譜を配信する、歌唱や器楽で各パートの音源を配信する、創作で活用する (Chrome Music Lab の Song Maker を使って、きらきら星変奏曲を鑑賞してから、チューリップの変奏曲の創作をする)、鑑賞の際にインターネットを活用して調べ学習をする、鑑賞で Google Forms を使って感想や振り返りを記入させ、提出された言葉をテキストマイニング (ワードクラウド) で分析することで、作品の特徴を捉えることができるなど、教員が意図を持って ICT を活用していると感じた。授業 1 時間全て ICT を使うのではなく、ピンポイントで使用するのが良いのではないかという意見もあった。

課題として、ICT の使用に生徒が集中してしまう、Wi-Fi 環境について回線が混んでくると遅くなる、Wi-Fi 環境が整っていない、生徒がタブレットを忘れてくると授業に参加できないなどが挙げられた。著作権に関して、YouTube の URL の配信、楽譜の配信は大丈夫なのか、著作権について気を付ける点などを知りたい。

・Cグループ

ロイロノート、Google、Classi、フラット (楽譜制作アプリ) などを使用している。

活用例として、鑑賞の授業で、好きな曲や授業で扱った曲について調べて YouTube で鑑賞し、総合的な探究の時間でスライド作成には慣れているのでスライドにまとめる。創作の課題を欠席者や新型コロナウイルス、不登校の生徒に配信し、家で作品の録画や録音をして提出させる。歌唱の授業で、自分の歌を録画や録音をして提出させる。ただし、生音と録画や録音では、響きなどが変わるため、評価が難しいという意見もあった。式典では、合唱練習で各パートの音源を配信する、卒業式で式歌練習前に Classroom で全校に音源を配信し、家で練習してきてもらい、その後全校で練習に取り組んだ。授業の余った時間に洗足オンラインスクールで遊びながら楽典を勉強させるなどの例が挙げられた。

課題として、Wi-Fi 環境が整っていない学校や音楽室もあり、使用する際は音楽室以外の教室に行って授業を行っている学校もあった。

・Dグループ

Google Classroom を活用している学校が多い。

活用例として、教員が出張などで不在となり授業変更が難しい場合に、事前に教員が演奏している動画を配信して、自習課題で動画を見ながら演奏する。調べ学習や生徒に好きな曲を紹介する課題のまとめとしてスライドを作成する。新型コロナウイルス対策や別室対応の生徒に、教室の授業風景と別室生徒をライブ配信で接続し、授業を一緒に受けさせる。進路指導の際に、志望理由書の点検でタブレットを使用する。保育関係の進路希望者に、演奏動画の提出をさせ、園児を相手に自分はどうか演奏しているかなどの視点で評価して、コメントする。

課題点は、インストールしたいアプリがあった場合、県に申請しても時間を要し、すぐに使用できない。生徒がタブレットやアカウントのログインに時間がかかり、諦めて結局アナログになる。Classroom に投稿しても、通知を設定しないと投稿に気付かない生徒が多いので、投稿を見る習慣づけが必要ではないか。Wi-Fi 回線が混むと遅くなってしまふということが挙げられた。

・Fグループ

Chrome Music Lab を創作で使用し、作品を Classroom に投稿して共有する。器楽で模範演奏を配信して、参考にしながら練習させる。これは歌唱の授業で、旋律やパートの音取りにも活用できるのではないかと。日々の出欠や欠席連絡に ICT を使用している学校もある。ロイロノートの小テスト機能を使って、音楽理論や知識のテストに活用しており、採点の手間がない。生徒のタブレット画面を見られるソフトを使って、手元や解答を確認しながら授業を進める。Jamboard を使って、付箋で鑑賞などの感想を挙げてもらう。Meet の画面共有で資料などを配信する。

アプリのインストールの申請に時間がかかることが課題である。また、ICT についての校内研修や生徒に対するオリエンテーションがある方が良いという話が出た。生徒は教員よりもタブレットに慣れていて、使えているのが現状である。

○講評

私は現在、ICTの活用を推進している町立中学校で非常勤講師として週一回授業をしている。グループ情報共有で挙げられたタブレットやGoogle Classroomなどの先生方の困りごとに共感できる。生徒が投稿を見てくれない、通知に気付かないということに対しては、「これを見た人は他の人に伝えてください」「教室の黒板に書いて連絡してください」などと生徒にお願いし、対応している。

グループ情報共有の成果として、先生方がGoogle Classroom、Jamboard、Meet、スライド、Formsなどがどのような機能であるのかを理解しているということがわかった。次はそれぞれをどのように使うか、効果的に授業に取り入れるか、という段階である。各ツールがどのような機能があって、どのように使うのかを理解し、先生方が授業で使いたいという状態でなければ、著作権の疑問が出てこないと感じる。

課題として、Wi-Fi環境、アプリ、通知、著作権が挙げられていた。Wi-Fi環境は小規模校であれば良いが、大規模校だと難しい。スクリーンにYouTubeを流すと、音と映像があってない（どちらかが遅れてしまう）という現象が発生したりもするので、ICT機器の使用には注意が必要である。またスピーカーから音を出したいが、プロジェクターからしか音を出せないといった問題もある。ICT機器を使って教師の理想へ近づけられないか、そのためには何が足りないかに気付くことは大切である。

デジタルとアナログの使い分けの話も出ていたので、デジタルの良い点を理解できていると感じた。困り事や心配事として挙がってあった、YouTubeの授業での使用については、使用可能である。環境整備、著作権法の改正が進んでいる。心配せずに自信を持って様々なツールを利用してほしい。

研修会② 音楽科におけるICT教育実践及び学校現場と著作権

○講師自己紹介

合唱が好きで、大学では声楽を専攻した。また和太鼓サークルに所属し、青森県今別町の荒馬に取り組み、現地に行って指導を受けたことがある。各地の祭りも好きであるので、青森ねぶたを見に行ったり、自分で祭りに参加したりしている。また太鼓の指導を中学生に対して行っている。

著作権については弁護士、行政書士などの方が詳しいと思う。しかし、私は普通の中学校の教師であり、学校現場や教師がどのような仕事をしているのかを理解しているので、その視点から著作権の話ができることが大切ではないかと考える。

東京都の高校でも特別支援員として関わっている。北海道の中学校と東京都の高校でICT機器を使いながら、授業実践している。みなさんの困りごとなどが理解できる。

私は教師になる前に芸能プロダクションに所属し、様々な会社の新入社員が集まる研修会で初めて著作権を学んだ。無断で楽譜をコピーしてはいけないこと、CDをコピーしてはいけないことなどを知り、これまでの行動は違法だったことがわかり、背筋が凍る思いであった。このことから多くの方々や教員に伝えていかなければならない、そして知的財産権について広めたいと考えた。また学校現場を理解しており、著作権についても理解している人が必要だと考え、東京都の公立学校や付属学校で著作権教育に力を入れてきた。昨年度は十和田市でオンライン研修を行うなど、現在はYouTubeや研修で著作権についての話をしている。JASRACやSARTRASの有識者委員も務めている。

○AhaSlidesを使った双方向のワーク

- ①青森に来たら、これ買って帰って！
- ②専攻は？
- ③昨日、聴いた曲は？
- ④得意な領域は？
- ⑤「著作権」からイメージする言葉3つ
- ⑥困った時、誰に相談しますか？
- ⑦著作権ワード。聞いたこと、ある？



著作権という言葉は、オンライン学習やタブレット学習の広がりとともに聞かれるようになってきた。音楽を学び始めた時から近くにあるものであり、法律としては昔からあるものだが、最近学校で多く聞くようになった。授業で生徒に YouTube を見せる、行事をオンラインで配信するなどの際に著作権を侵害していないかなどの質問が多く寄せられている。1 つ前の学習指導要領から知的財産権という言葉が出てきた。知的財産権について学校の中で誰が詳しくて、誰に聞いたらいいかとなった場合、ぜひ音楽の教師が著作権に詳しいと言えるようになってほしいと考えている。

○著作権に関わる問題

著作権については生活や社会においても話題となっている。海賊版サイトやファスト映画、学校だよりへのイラストの無断掲載などで、著作権を侵害したという事件が発生している。学校だよりは誰も悪気がある画像を掲載したわけではないと考える。フリーイラストで検索した画像を使ったにもかかわらず、著作権料の請求や賠償請求が届いたという事例が多くある。

○デモンストレーション

- ①Google で「学校 イラスト」と入力し、画像で検索する。
- ②使いたい画像をデスクトップにコピーする。
- ③Google レンズ（検索の右側にあるカメラのマーク）で②の画像を検索する。
- ④Web 上にある同じ画像を使っているサイトがたくさん出てくる。

使ってもばれないだろう、学校の中の学校だよりは誰も見ないだろうと思うかもしれないが、検索すれば1秒で簡単に出てきてしまうことを理解してほしい。

○いらすとやについて

いらすとやは、一定の条件（学校）を満たせば使用可能であるが、学校だよりに画像を使ってもいいのかという質問を多く受ける。フリーと記載されているので著作権を放棄していると思うが、いらすとやのサイトの利用規約を見ると、「当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。」と記載されており、放棄しているわけではない。また、オンライン授業で利用できますかという質問に対しては、「学校その他の教育機関については問題ございません。（著作権法第 35 条を参照）民間の企業や個人によるものについては1授業（1配信・1動画）につき 20 点までご利用いただけます。」となっている。今日の研修会は、学校で行っているものではなく教師への研修であるので、21点目から料金が発生するということである。著作権フリーや無料と記載されているものには注意した方がよい。

○どうすれば良いか

- ①Google で「学校 イラスト」と入力し、画像で検索する。
- ②表示を押して、画像が掲載されている元のサイトへアクセスする。
- ③ご利用についての利用規約を確認する。

デモンストレーションと何が違うか。それは元のサイトへ行き、広告を見るため、著作者に収益が入ることとなる。著作権料を請求されたケースが実際に起きているため、使用の際は注意が必要である。

○著作権教育を広めたい理由

2010年、YouTube にワンピースをアップロードして中学生が逮捕される事件が発生した。2022年には、高校生が鬼滅の刃のステッカーやキーホルダーを作って売って逮捕される事件が発生した。この2件を比較すると、2010年は学習指導要領が改定前、2022年は改定後であるため、学習内容が異なることがわかる。前者は学校で教わることがなかったが、後者はきちんと学校で習っていれば、教師が教えていれば逮捕されなかったかもしれない。学校でしっかりと著作権について教えるべきではないことがわかる。著作権に関わる事件で、子どもの逮捕者を出したくないと考えている。

この場では無礼講。今日から、自分から、できることから始める。

○著作権の基礎

知的財産権は、特許権や意匠権、財産権といった権利を得るのに手続きが必要なものと、作った瞬間にその人に権利が発生するものがある。生徒や教師が作ったワークシートや創作した音楽などは、作った人に権利がある。二次著作物についても作った人に著作権がある。著作権は法律で定められている。著作権法は124条あり、時代に即したものに、ニーズに合わせたものに毎年改訂されている。2020年はオンライン授業に合わせて改訂された。著作権法の原則と学校に関わる項目だけでも、教師にぜひ覚えておいてほしいと考えている。作品は作った人のものであるため、使う場合や印刷して増やす場合、編曲などの変える場合などは作った人に許諾が必要である。

○学校での著作権

AhaSlides を使った双方向のワーク

①どの教科に「知的財産権」「著作権」？

前回の中学校・高校学習指導要領で初めて掲載された。現行の学習指導要領には小学校音楽から掲載されている。学習指導要領では、知的財産権について触れることで、音楽文化の継承、発展、創造を支えることとしている。改訂されたため、中学校の音楽、美術、技術、高校の芸術、小学校の音楽の教科書でも著作権について掲載された。

②〔教採〕著作権の侵害にあたらぬ行為は？（R5・東京・小中高音）

1. 教員が、自身の担当する授業で児童・生徒に視聴させるため、テレビの音楽番組を録画し、授業に利用した。
2. 教員が、自校の校歌を混声四部合唱に編曲し、児童・生徒が伴奏、歌唱した録音音源を学校のホームページに掲載した。
3. 教員が、校内研修の資料として使用するため、児童・生徒が歌唱した合唱曲の楽譜を参加者全員分複写し、配布した。
4. 教員が、合唱部の定期演奏会を入場料を徴収せずに、観客全員から寄付金を募るチャリティーコンサートとして行い、楽曲を演奏した。

1が正解。

2は、学校の中だけは良いが、ホームページに載せることで誰でも校歌を聴けるようになってしまうため、作詞・作曲者に許諾が必要である。

3は、研修であるため教員から教員への楽譜の配布となる。著作権法の学校の例外には該当しない。

4について、演奏会で許諾を得なくても良い条件は、入場料を取らない、非営利、無報酬であることである。チャリティーコンサートは入場料を取る扱いとなるため申請が必要である。ただし、チャリティーコンサートであるため、著作権料の減額や免除の規定もある。必ずJASRACに場所、ホールの規模（集客人数）、演奏する曲目などを事前に申請する必要がある。

このように、現在教員採用試験を受ける方々は著作権について勉強している。我々教員も著作権について学んでいかなければならないと考える。

○部活動での著作権

NHK 全国学校音楽コンクールは、申し込みの際に、放送・配信の許可を保護者に確認した後、自由曲を申請することになっている。全日本合唱コンクールは、申し込みの際に楽譜を購入した際の領収書を添付することとなっている。吹奏楽コンクールは、改編の際は許可を得て、改編許可証を添付することとなっている。しっかりと著作権の対応をしなければ、出場停止や失格となってしまうので注意が必要である。



○学校の例外

著作権法30～50条には著作権の例外が記載されている。35条には学校の例外が記載されている。第一に著作権者の利益を不当に害さないのが条件である。私的利用、著作権フリー（放棄）、非営利（無報酬）、試験問題（外から入ってくる入試問題）、保護期間切れ（没後70年）、図書館、引用、学校で著作権の例外が適用される。学校（教員）から子に配布するのはよい。しかし、新聞を複写して、教員へ配布することや、学校だよりに載せることは例外に当てはまらない。そのため、新聞を回覧することや、掲示板に新聞を直接貼るといった方法を取ると良い。また、部数、誰に、どのような機会に配布するのかを事前に新聞社に申し出て（問い合わせフォームに問い合わせるなど）、許可を得る。学校であればと快く許可してくれる場合がある。その際も必要最小限（生徒数ぴったりで印刷するなど）の使用すること、公表されているものを使用すること、オンラインは有償となることに注意が必要である。

許諾が不要であるのは、授業や生徒会、特別活動、行事、学校の中でのクラブ・部活動（学校外のコンクールでは必要）である。許諾が必要であるのは、教員同士や保護者とのやりとり（学校だよりは保護者向けのため授業ではない）、保護者会、研修などの授業ではないものである。ぜひ各学校で学校だよりや保健だよりなどの著作権侵害がないかを点検してほしい。また、イラストの規約は最新のものを確認し、対応してほしい。インターネットに挙げた情報は、その月が終わったら削除するなどの期間を限定することや、イラストやグラフ、新聞記事を取り除いて掲載する（許諾を得ている場合はよい）ことなどの対策が必要である。原則は許諾が必要である。学校は例外と原則の双方にまたがっているため判断が難しい。職員会議やオンライン授業、行事配信などには原則が当てはまる。しかし、授業や学校行事、委員会、クラブ、部活動には学校の例外が当てはまることを理解してほしい。

○オンライン授業について

授業でイラストなどを使う場合は、教員から子どもへ複製したものを配布するのは許諾が不要である。オンライン授業は許諾が必要であったが、2021年度から授業目的公衆送信補償金制度ができ、それをSARTRASが管理しており、加入して、高校生は年420円を支払えば、許諾が不要となった。これは基本的に学校設置者が支払っている。青森県の県立学校に通学する全高校生分を年額で払っているため、積極的に使用した方がよい。私立学校はSARTRASのホームページで検索するか、管理職に確認してほしい。

○420円はどこにいくのか？

SARTRASに学校設置者が支払うこととなっている。SARTRASに支払われた420円は、著作権を管理する団体（新聞、論文、文芸、写真、JASRACなど）に分配される。比率は約1,500件の学校に、どのようなオンライン著作物を使ったかをサンプル調査し、決められている。そして、その団体から著作者に支給される仕組みとなっている。

また80%は各団体へ、20%は共通目的事業へ配分されることとなっている。共通目的事業は、研修の報酬、データベースやホームページを作る、コンテストなどの助成に使われている。それらは有効に、そして未来に向けての活動に使われている。



○オンライン配信

SARTRAS に 4 2 0 円を支払っていれば、授業のオンライン配信はできる。ただし、リアルタイム（生放送）配信は可能で、オンデマンド（後で）配信は条件付きであることに注意が必要である。オンデマンド配信の条件は視聴期間を設定すること、視聴期間終了後に消去すること、保護者に著作権と個人情報保護を事前説明すること（例えば、URL の他人への拡散、映像の保存や転送、画面キャプチャー、SNS 等への転送などは NG 行動であること）、保護者の理解と協力、同意を得ることが必要である。

演奏の録画は YouTube 等の SNS では可能であるが、CD、DVD はできない。YouTube は、YouTube にアップロードされた動画が再生された分、YouTube から JASRAC へ、JASRAC から著作者にお金が届く仕組みである。CD、DVD（例えば卒業記念 DVD や演奏会の CD など）は複製が容易であり、JASRAC に申請し、許諾を得なければならない。YouTube は動画を再生するときに広告を自然に見ることになっているので、その広告料で収益を得て、成り立っている。その対価が著作者に渡っていることになっている。YouTube 動画を教材として使えるのは、授業で、SARTRAS に 4 2 0 円を支払っている場合のみである。YouTube にある動画は、動画をアップロードする際に著作権法上問題ないことを確認した後に、アップロードすることになっているため、すべて問題ないはずである。

見る側も動画について報告する機能がある。信頼できる動画は、公式動画にはチェックマークが付いていたり、アーティストの公式チャンネルにはアーティスト名の横に音符（♪）マークがついていたりするため、見る側も判断しやすい。それ以外の動画は著作権上注意する必要がある。YouTube 側でも検索しにくいように著作権対策はしているが、出てきてしまう場合がある。NHK 交響楽団の公式チャンネルにはチェックマークがない。その場合は、概要欄からホームページに行き、ホームページの中から YouTube にアクセスして、本物かどうかを確認するといいい。いずれの場合もしつかりとチャンネルの概要欄を確認してほしい。また公式の動画を使用すれば、著作者に著作権料が配分されるため、応援ともなる。迷ったときには公式を使うといいい。子どもたちにもそれを伝え、教える必要がある。

歌ってみた、演奏してみたという動画は著作権上問題ない。他の人が演奏したもの（カラオケなど）に、自分が歌った動画をアップロードすることは問題あり。JASRAC を通じて著作者に配分されるように、正しい使い方を教師が行い、ぜひ子どもたちに教えられるようになってほしい。

○事前に寄せられた質問・よくある質問について

①吹奏楽愛好会で、大編成の楽譜をアレンジして、学校内の文化祭等で演奏することはよいのか？

→文化祭は非営利・無料・無報酬の 3 条件を満たしていれば許諾は不要である。

②毎年大量に、ハレルヤの楽譜をコピーして配布しているがよいのか？

→授業の範囲内で、最低限の複製は許諾不要である。

③生徒の作品の著作権について、他のクラスに紹介する場合、当然本人に許可を得ますが、どのような場合も著作権が関わってくるのか？

→生徒にも権利がある。著作権法の公表、氏名表示、同一性保持に注意が必要である。

④合唱曲などで、許諾を得ずにパート数を減らす、音程を変えるなどの編曲は、どの範囲まで許容されるのか？

→授業は許諾を得なくてもよい。外部のコンクールに出場する際は特に注意が必要である。N コンの参加規程には、部分的省略、小節、音程、繰り返し、div.、移調、転調、楽器の追加、伴奏が改編に当たると記載されている。これに該当する場合は許諾が必要となり、楽譜の許諾に関する報告書を提出することとなっている。また、無断で改編を行うと審査対象外となってしまう。

⑤自分自身が、いろいろな場面で ICT を取り入れて実践していることが著作権を侵害しているのかわからない。

→授業の範囲内では、許諾不要である。

⑥市販のワークを 1 冊買ってコピーするのはどうか。

→一部分であってもできない。そのため、人数分を購入することになる。ただし、コピー可能と書かれている本は良い。

⑦子どもがやりがちな違反について

→SNS のアイコンにキャラクターや有名人の画像を使用することは、アイコンは誰でも見られることから、許諾が必要である。ただし、自分しか見ない壁紙は許諾不要である。自分で描いた画像や、アイコンに使用可能であるとされている画像であればよい。風景画の写真をアイコン用に丸く切り抜いて使用したところ、著作権侵害で訴えられた事例もある。美術などの作品でキャラクターを使用することは、授業内であれば良い。しかし、コンクールや学校だより、広報などでそれを外部に出す場合は、許諾が必要である。

⑧教員がやりがちな違反について

→子どもたちと同じく SNS アイコン、無許可で公表や改編、授業と部活動の著作権上の扱いの違い、記念 CD・DVD の複製と配布、YouTube のアップロードなどで注意が必要である。

○小中高での授業実践

①小学校『ワンピース』はだれのもの？

誰が描いた？ どうやったら読める？ 誰が売っている？ の問

→絵・イラスト・音楽・文・写真・グラフなどの作品は作った人が必ずいることを理解させる。

他の人の消しゴムを使うときは？ の問

→貸して、いいよ、ありがとうで初めて使うことができる。作品も同じであることを理解させる。

作品を使うとき、使う人と作る人の間にあるのが国の決まり（著作権法）であることを原則として伝える。

例外として引用（他の人の作品を少し使う）と学校がある。他の人の写真やグラフ、イラストなどは、自分が作った部分と他の人が作った部分をわかりやすくし、他の人の作品を使わないと自分の考えを伝えられないときに使用する。それが誰のものかを、作品の近くに引用を必ず明記する。

②中学校『AKB48 はいくらもらえるか？』

自分事として考えられる題材にした。講義・調べ学習・グループ・レポートの4段階で実施。講義では、「AKB48 の1,000円のCD が売れたら、AKB48 はいくらもらえるのか？」と演奏者に入る報酬はいくらかを考えさせる。演奏者には1%入ることとなっている。それでは99%はどこに行くのか？ 99%の中には作る人、運ぶ人、売る人、管理する人、宣伝する人などがいることに気付かせる。

知的財産権は日本の強みで、これは2.5兆円の黒字である。日本はキャラクタービジネス、車などの特許、意匠などの権利、薬などの分野で多くの知的財産権がある。OECD が日本の子どもたちはクリエイティビティ（創造性）があると思うかを問う調査を行った。海外の子どもたちは日本の子どもたちはクリエイティビティがあると評価したが、日本の子どもたちはないと答えた。海外から見ると知的財産権について強い国が日本である。

著作権に関する本で調べ学習を行い、グループで情報交換を行い、レポートを作成させた。その後知的財産権に関して、現在と今後の問題は何か、作り手になった場合、どのような知識・意識が必要かを考えるきっかけとなった。子どもたちの声として、知的財産権について何も知らなかった、好きなバンドがありファンとしてアーティストを守りたい・支えたい、自分の絵をSNSに投稿しているので無断使用は禁止と明記したい、違法アップロードだけどそれで売れた歌手もいるため、判断が難しいといったことが挙がった。

③中学校 Official 髭男 dism のミックスナッツ

好きな歌手はいるかという問から始め、Official 髭男 dism の音楽をどうやって聴くか、知的財産権を知っているかを尋ねた。

音楽を支える人・職業に気付くために、Official 髭男 dism のミックスナッツのYouTubeの概要欄に、音楽を作った人やミュージックビデオを作った人が書かれているため見させた。その楽曲に関わった人が全員記載されている。ここから、様々な人が制作に携わったおかげで1つの音楽ができていくということがわかる。著作権を侵害してしまうと、新しい曲が生み出されなくなる。公式チャンネルで聴くと、JASRAC から髭男に著作権料が入り、それが活動の支えとなることを理解させる。

④高校私の仲間に著作権の話をしてください。

主催者がAO入試で法学部を受けるため、それも含めて活動したいということからオンラインで行った。前述のミックスナッツなどを取り上げながら、著作権についての話をした。

参加した高校生は、SNSのアイコンを変える、文化祭の実行委員や実行委員以外の人にも、文化祭での著作権侵害に気を付けられるような授業が文化祭シーズンにあつたらすごく素敵だなと思ったなどの感想が出た。文化祭では、看板、Tシャツ、写真、映像などを特に使用するため、著作物について知る必要がある。

行動を顧みるきっかけや、世の中の問題点を発見する機会になるといい。著作権に気を付けなければいけないことに気づくことや、問題点を発見できるようになればいい。

他教科（公民の権利の分野と関連させるなど）や学習指導要領に知的財産権がある教科と連携していかなければならない。そのためには、教員の知識を広めること、スマホやタブレットなどの若年化への対応などを行う必要があるのではないかな。

○子どもに教える時

ダメを教えない（これはダメ、あれはダメは教えない）、ハードルを低く（子どもたちが好きな著作物などから入るなど）、学校は例外（学校の外で行うと違法になってしまう）、作り手・使い手（両方の立場を話す）、心をえぐる問い（問：海賊版を見ることで、どんなことが起きるか。答え：新しい話が作られない、未来の漫画家が育たない。良くないサイトに繋がる。問：そのようなことをしてでも見ますか？）

○教員に教える時

自分ごとにする（報道やGoogle レンズの事例を提示する）、個に寄り添う、今日から・自分から・できることから行う、専門家につなぐ、背景を汲み取る。

○ここまでの感想・質問

①伴奏ピアニストに謝礼を支払う場合は？

→保留

②行事の動画を保護者がYouTube にアップロードした場合は？

→その保護者に必ず指導をする。

③校歌のアレンジについて、著作権者が亡くなっていて、作品が管理されていない場合は？

→著作権法が改正されて、来年度から著作権者がわからない著作物は使いやすくなる。著作権者がわからない著作物を使用してもよいと文化庁著作権課が許可を出すことができるようになる。

④学習指導案の著作権はどうか？

→研究授業では、学習指導案やワークシートなどが教員から教員へ配布される。著作権法では、子どもに配布するものと同じものであれば、参観者に配布することができるとしている。学習指導案の続きに、ワークシートを付けることはしないで、それぞれ子どもたちに配布したのと同じく学習指導案とワークシートを別々に配布するようにする。学習指導案は教員の著作物であると考えため、公開などについては気を付けてほしい。

⑤教科書の画像の使用はどうか？

→教科書会社に使用の確認をする。

⑥クラスルームに音源を配布することは？

→SARTRAS に支払っていれば可能であるが、題材や学期が終了したら（期限を設けて）削除するようにする。

⑦コンクールに向けての改編について

→楽譜などのホームページを確認し、楽譜の出版社や著作者に必ず問い合わせる。

○音楽科教育の現状

学習指導要領が改定されるたびに、音楽科が危ない。従前の学習指導要領の時の中学生のアンケートで、音楽の学習が好きではあるが、役に立つとは思っていない結果が出た。最近のアンケートでは、子どものころにわからなかったが、大人になって役に立つということがわかった教科の10位である。また、文部科学省では音楽、美術、芸術は文化庁に事務が移管されている。

学習指導要領から音楽をなくすか、残すかを証明するために小学校6年生にアンケートを行った。①心が豊かになる。②生活が楽しく、明るくなる。③協力することを学べる。④表現力がつく。⑤文化や伝統を学べる。⑥外国のことを学べる。⑦なくなるのが嫌だ。の7つの項目それぞれに当てはまる教科は国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭科・体育のうち3つを選ぶという質問をした。⑦なくなるのが嫌だ。は図工、家庭科、体育の3つで、音楽は4位となった。他の項目では、音楽がベスト3に入っている。結果を積み上げると音楽が一番であることがわかった。このアンケート結果をもとに、音楽の授業を残すように大学教授たちは文部科学省に働きかけた。授業としての音楽がなくなれば、朝学習のように15分のモジュール形式で音楽を扱うこととなっていたかもしれない。音楽の授業はいらないというのは、子どもたちよりも保護者で、行事の前だけあればいいという意見もある。そのような声もあり、授業での音楽の必要性を訴えた。

役立つ教科にならなければ、存続できない。学習指導要領には「生活」「社会」という言葉が入っていて、キーワードだと考える。音楽の必要性を広めるために、発信の工夫が必要だと考え、現在YouTube の配信を行っている。

○サントリーはなぜホールを持つ？

交響曲第5番ハ短調ベートーヴェン作曲の鑑賞

①今度ベルリン交響楽団のコンサートが催され、昔の曲が今日でも愛されていると紹介。

②コンサートに行く前にどのような準備をするか？

→ベルリンフィルとは？指揮者は？どんな格好？何駅で降りる？などの問

③ベートーヴェンといった著作者を明らかにする。

④スコアを見ながら鑑賞させる。形式や動機について理解させる。

⑤オーケストラは全国で25団体、関東首都圏では11団体ある。企業が持つオーケストラはNHK交響楽団、読売交響楽団である。

→それらは何をする会社？なんでオーケストラを持つ？という問

⑥東京には12か所ホールがある。企業が持つホールに、NHKホール、サントリーホールがある。

⑦神奈川フィルハーモニーが財政難になった。

→70人の楽団員が在籍し、オーケストラを継続させるために7億円以上かかる。コンサートの収入だけでは維持不可能。神奈川フィルだけの問題ではない。演奏の収入は全体の56%、他は税金・助成金・寄付金で成り立っている。オーケストラを持つことは大変。

企業はなぜオーケストラ・ホールを持つか？サントリーは何の会社か？という問

AhaSlidesを使った双方向のワーク

①企業はなぜオーケストラ・ホールを持つか？

企業力、税金対策、社会貢献、文化継承、文化活動、好感度イメージアップ、宣伝などが挙げた。

②①で出た良いと思った意見へ投票

サントリーの正式な回答は、企業者の理念として文化社会に利益を還元する（CSR企業の社会的貢献）ために、文化活動をしている。音楽で何かを知る学習をしてほしい。NHKであれば学校音楽コンクール、朝日新聞であれば合唱や吹奏楽コンクール、出光であれば音楽番組など、社会と音楽との関係に目を向ける。そして、音楽を愛好する心情を育てることを目標にする。

○合唱祭でわかった、ライブは熱い。

①生で歌い、生の拍手をもらうことは最高であることに気付く。

②CD・DVDの市場は右肩下がりだが、ライブやビデオ配信などのライブエンターテインメント市場は急速に伸び、2017年は最高である。2015年を境にCD・DVD市場とライブエンターテインメント市場の規模が逆転した。ライブやコンサートが好まれていることがわかる。そして、嵐のライブやフェスの様子を鑑賞させ、ライブやコンサートの魅力を話す。

③ファンクラブなのにチケットが取れない。チケットの転売を防ぐためにどうすればいい？

AhaSlidesを使った双方向のワーク

転売ヤーから買わない、身分証明書やマイナンバーカードなどの本人確認、法律、記名式にする、QRコード、会場へ入れないようにする、オンラインのみの販売（チケットレス）などの意見が出た。

高額転売を反対しますという企業がある。嵐のチケット（3万円）が42万円で転売されたニュースや、転売により野球のファンクラブを退会処分したニュースなどがある。チケットの転売は常態化している。転売禁止に賛同しているアーティストがたくさんいる。2020年オリンピックが控えていたため、転売対策は急務であった。実際に対策として、転売された席が無効となること、トレードリセール（キャンセルチケットを正式にもう一度売る）、場所や名前を特定できないように図形でチケットに表示するなどがある。合唱コンクールの振り返りだけではなく、生のライブは楽しいが、こんなことも起きるという学びにつなげた。

○ジェンダーについて

①私は保育士、パートナーは運転手の仕事が忙しく、一緒にしていこうと決めた家事育児はほぼ私がしている。どうしたらいい？

AhaSlidesを使った双方向のワーク

話し合い、役割分担を決める、家事の実績を一週間記録する、家事代行・家政婦を依頼する、一度離れる、見える化する、勤務表を合わせて、転職するなどの意見が出た。

②保育士、トラック運転手はどちらの性別だと思いましたか？

→性別の文化的・社会的役割を授業にした。

LGBT などが社会で取り上げられた時に、歌舞伎、文楽、宝塚の話をしようと思ったが、指導教員にダメ出しをされた。それでは女らしさ、男らしさを助長する。男の子に女形をさせて、どうやって女らしく見せたのかを聞いたかったが、もしその男の子が性別違和を持っていたらどうするのかと言われ、自分が偏見を持っていたことに気づいた。

③ピアノは女？オケは男？

Mr. Forte の「ラ・カンパネラ」をどんな人が演奏している？と問い、動画を見せないで、音だけ鑑賞させた。その後、動画を見せ、実際は筋肉隆々な人が弾いていることにどう感じた？と聞いた。同じように三大テノール「川の流れるように」音のみ鑑賞し、その後動画を鑑賞させ、イタリア人だったと気づかせる。鶴の巣籠のアメリカ人の演奏を、音のみで鑑賞し、その後動画を鑑賞させ、アメリカ人の演奏だったと気づく。音楽や音楽文化と性別について考える授業とした。ウィーンフィルで初めてコンマスが女性になったこと、日本の女性指揮者、フルートは女の人がやっている？、NHK 交響楽団の男女比は？、歌舞伎、宝塚歌劇団、文楽の性別はどうか？、青森ねぶたで初めての女性ねぶた師、女性らしい恰好をする中村七之助さん、男役をする宝塚歌劇団の俳優など、良い悪いではなく、性別が音楽芸能に関わっていることを理解させる。祇園祭など地域芸能もそうである。

④音楽を通じて性差を感じた経験は？

ピアノの発表会はほとんど女性であった。サッカー、野球、水泳、クラス、オーケストラなどでの性別を考える。伴奏ができるのに隠す男の子などもいる。性別だけのパート分け、男子に重い太鼓を運んでとお願いする、制服などいろいろ考えさせられるきっかけとなる。

AhaSlides を使った双方向のワーク

ピアノの発表会で女の子は正しく弾けなければならない、難しい曲を弾けて当たり前である、女の子はドレスを着なければならない、男の子は発表会に出るだけでほめられる、ピアノをやっている男子は少ない、女子は打力がない・響きがないと言われる、吹奏楽部で男だから Tuba と即決される、男でソプラノって変じゃない？（パートを表して、性別は表していない）、プロになるには手の大きさや力強さが必要（生物学的に不可能な部分がある）、男女によって音質が違う、最近はピアノ男子が増えている、男子だけソプラノを歌いたい（生物学的にできるかはわからない）

ここからねぶた・ねぶたの芸能に性別がどのように関わっているかを考えることもできるのではないかな。

○音楽科が必要である明確な答え

子どもへの答え：音楽へ理解を示す市民を育てるため。

教科存続への思い：音楽でしか教えられないこと、音楽を通した方が教えやすいこと、音楽の恐ろしさを教えること

○終わりに

著作権を知りたい・質問したい場合は、文化庁、CRIC、SARTRAS、原口直サイト（YouTube で「原口直 著作権」で検索）から。

教員は著作権について良い見本になれない。学校は例外であるから、学校外で同じことをすると違法となる場合があることに注意が必要である。逮捕者を二度と出さないために、教員が指導していかなければならない。



令和5年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会報告

青森県総合学校教育センター 指導主事 道川 里奈 氏

○育成を目指す資質・能力について

現行の学習指導要領は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力に分類されている。

音楽Ⅰでは、音楽の幅広い活動を通して、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を育成することが目標としている。

(1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解する：知識

創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける：技能

(2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫する：表現

音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができる：鑑賞

(3) 学びに向かう力、人間性

系統表により詳しく書かれているため、確認してほしい。

音楽Ⅱの目標は、音楽Ⅰと比較して、音楽の諸活動を通して、音楽文化と深く関わる資質・能力となっている。音楽Ⅱでは、A表現のうち1つ以上とB鑑賞を扱う。音楽Ⅲは、A表現のうち1つ以上とB鑑賞を扱う。ただし、B鑑賞は(1) ア(ア)と(イ)か(ウ)、ア(ア)と(イ)と(ウ)、イ(ア)～(エ)のうち1つ以上を扱う。

○音楽的な見方・考え方

①感性を働かせる。感性とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味する。

②音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程を経ることによって捉える。(知覚と感受)

③自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などとの関わり。

④音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った司会による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現する。これが最終的なゴールである。

○芸術を学ぶ意義

知性と感性を融合させながら捉えていくことが、他教科等以上に芸術系教科・科目が担っている学びである。そして、感じるという受動的な面だけではなく、感じ取って自己を形成していくこと、新しい意味や価値を創造していくこと(能動的な面)なども含めて「感性」の働きである。

○従前と現行の学習指導要領の比較

従前は活動ベースであった(1文に3つの資質能力が入っていた)が、現行は資質・能力ベースで整理されている。

○内容の取扱い

A表現(3)創作のウ「技能」については(ア)、(イ)、(ウ)から1つ以上を選択して扱える。共通事項はA表現、B鑑賞と関わらせて指導する。楽典などもA表現、B鑑賞と関わらせて指導する。

○芸術科音楽における「知識」

実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにする。音と関わらせながら理解へつなげる。

音楽に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにする。先生が歴史や文化を語りつくすのではなく、音と関わらせながら理解へつなげる。

○芸術科音楽における「技能」

創意工夫の過程でもった音楽表現に対する表現意図に応じて、その表現意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと。表現意図は、生徒が抱いた表現意図で、正しく正確に歌うための技能ではない。

また、変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにする。主体的とは、「こう歌いたい、演奏したい」などの課題設定をすることで探究的な学びで育成できる。

○創意工夫を生かした表現をするために必要な技能

生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら、「思考力、判断力、表現力等」と関わらせながら行う。技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないように留意する。思考を経て、必要性を実感した技能を習得する。

2つの「技能」

- ①音楽活動を成立させるための技能：その曲を歌えないと、創意工夫をしようという思いには至らないため、必要である。これを習得すると、創意工夫したいという意欲が生徒から湧き起る。
- ②創意工夫をする上で必要となる技能：曲が長い場合は、部分を取り出して「創意工夫」を試す。

○評価

個人内評価（感性、思いやり）は、評価の観点には入れないが、芸術科はここも大切ではないか。

○指導と評価の一体化の実現に向けて

題材の評価規準の作成ポイント：目標から置き換えて作成する。

○主体的に学習に取り組む態度

生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする。

指導の工夫

- ①生徒が主体的に学習に取り組むようになる題材の構想
- ②生徒が自らの学習状況を評価できる場面の設定（毎時間の自己評価・学習の振り返りなど）

○評価について

①評価の場面を精選する。

資質・能力を身に付ける場面と評価を記録に残す場面とが、時間的に大きく隔たっていることがある。評価を記録に残す場面を再検討してほしい。

②評価方法を工夫する。

【知識】

ペーパーテスト等で「知っているか」や「記憶しているか」だけを確認し、その結果だけをもとに評価することは考えにくい。

【技能】

実技テストや作品等で、生徒の思いや意図とは無関係に、単に「適切にできているか」だけを確認し、その結果だけをもとに評価することは考えにくい。

○専門教科「音楽」について

学習指導要領の「内容」には〔指導項目〕が示されており「指導事項」は示されていない。「科目の目標」の趣旨を踏まえ、各題材、各指導項目に学習指導要領解説の記述を参考にしながら各学校で作成する。

部 会 の 動 き

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

I 役員会 令和 5年4月18日(火) 於 青森県総合社会教育センター

1 部会長挨拶

2 議長選出

3 議事

(1) 令和4年度 事業報告

(2) 令和4年度 会計監査報告

(3) 令和4年度 決算報告

(4) 役員改選

部 会 長 清川 和幸 (八戸東高校 校長)

副 部 会 長 木谷有紀子 (浪岡高校 教頭) 高谷 浩子 (八戸北高校)

山崎 学 (三本木農業恵拓高校)

東青下北地区委員 工藤加奈子 (青森高校) 宮本由紀乃 (青森東高校)

熊沢 愛理 (青森中央高校)

中南北地区委員 猿賀 智美 (弘前中央高校) 工藤 賀大 (東奥義塾高校)

澤田 元 (弘前工業高校)

三八上北地区委員 新山 隆健 (八戸東高校) 田中 拓也 (八戸高校)

荒尾安希子 (七戸高校) 本田 敦子 (三沢高校)

監 事 藤村 美香 (弘前高校) 新谷 雅子 (青森南高校)

全 日 音 研 理 事 田村智恵子 (三本木高校)

紀 要 編 集 委 員 村上 康太 (六ヶ所高校)

事務局・会計担当 秋庭 潤 (弘前実業高校)

(5) 令和5年度 事業計画案

(6) 令和5年度 予算案

(7) 会則審議

4 その他

(1) 今後の担当地区について

(2) 異動情報について

(3) その他

II 研究大会

1 期 日 令和5年8月9日(水)

2 会 場 東奥義塾高等学校

3 テ ー マ 音楽科の授業における ICT 活用の可能性

4 講 師 原 口 直 氏 (東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェロー)

5 日程および内容

10:00 ~ 10:30 青森県高等学校教育研究会音楽部会総会・研究大会開会式

令和5年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会報告

道川 里奈 (県総合学校教育センター指導主事)

10:45 ~ 12:00 研修会①

【実践・講義】音楽科の授業における ICT 活用の授業展開例と課題

13:00 ~ 16:00 研修会②

【実践・講義】音楽科の授業における ICT 教育実践及び学校現場と著作権

16:10 ~ 16:15 研究大会閉会式

研 究 テ ー マ

紀 要	年度	研 究 テ ー マ	会 場	会員数 (1,2希望計)	大会参 加者数	大会発 表者数
22	(昭和) 52	○鑑賞指導について	八 戸 西 高	57	43	1
23	53	○歌唱を主体とした授業の進め方について	金 木 高 校	58	42	2
24	54	○指揮法及び合奏法について	青 森 南 高 校	60	45	2
25	55	○青森県の民族音楽について	三 本 木 高 校	64	46	2
26	56	○編曲の実際と合奏指導	弘 前 南 高 校	64	46	4
27	57	○リコーダーの指導法について	田 名 部 高 校	64	44	2
28	58	○グレゴリオ聖歌からポリフォニーにかけて	八 戸 東 高 校	64	51	1
29	59	○吹奏楽の指導法について	板 柳 高 校	65	52	2
30	60	○音楽教育における機器の利用	青 森 戸 山 高 校	68	47	3
31	61	○グレゴリオ聖歌からポリフォニーにかけて その2	青 森 工 業 高 校	67	64	2
32	62	○授業における電子楽器の活用について	六 戸 高 校	70	57	1
33	63	○授業における発声指導について	弘 前 高 校	71	57	1
34	(平成) 元	○編曲の実践について	大 湊 高 校	76	49	1
35	2	○実践的指揮法について	八 戸 東 高 校	75	55	1
36	3	○音楽の楽しさに対する感性の高まりを持たせるために芸術を愛好する生徒を育てよう (東北音研と併催)	弘 前 一 中 弘 前 市 民 会 館	75	54	2
37	4	○コンピュータと音楽	五 所 川 原 農 林 高 校	76	55	1
38	5	○リコーダーの基本奏法と指導について	大 湊 高 校	69	43	1
39	6	○リトミックの理論と実践	六 ヶ 所 高 校	69	40	3
40	7	○合唱表現の可能性について	南 郷 高 校	64	42	1
41	8	○現在に生きるガンバ	中 里 高 校	67	50	2
42	9	○コンピュータを利用した作曲・編曲の試み (東北音研と併催)	青 森 東 高 校 青 森 市 文 化 会 館	71	58	1
43	10	○鑑賞指導について	岩 木 高 校	67	56	2
44	11	○マーチングバンドの指導法について	六 戸 高 校	64	46	0
45	12	○ギター奏法の指導法について	大 畑 高 校	64	45	2
46	13	○郷土の伝統音楽について～津軽三味線～	鰺 ヶ 沢 高 校	63	46	1
47	14	○和楽器にふれる ～箏～	青 森 戸 山 高 校	63	44	1
48	15	○ドイツリートを通して、歌唱表現を深める工夫をしよう (東北音研と併催)	八 戸 西 高 校 八 戸 市 公 会 堂	62	39	1
49	16	○和楽器にふれる ～篠笛～	六 戸 町 文 化 ホ ー ル	64	41	1
50	17	○学習評価について ○ハンドベルを楽しむ	黒 石 高 校	59	44	1
51	18	○教材へのアプローチのしかたについて	ふるさと交流センター (つがる市)	57	40	1
52	19	○リズムを身体で感じよう！～ボディ・パーカッション～	東奥はちのへホール	56	41	1
53	20	○授業における発声及び歌唱指導法	青 森 高 校	53	42	0
54	21	○「見つける 生かす つなげる」授業をめざして (東北音研と併催)	弘 前 第 三 中 学 校 弘 前 市 民 会 館	49	41	1
55	22	○リコーダーの指導	まかど温泉富士屋ホテル	48	40	0
56	23	○鑑賞指導について ～指導の内容と方法～	生涯学習交流センター「松の館」	49	36	1
57	24	○歌舞伎の黒御簾音楽入門	はっち・グランドサンピア八戸	49	32	2
58	25	○ゴスペルを歌おう！ ～ゴスペルの魅力に迫る～	岩木文化センター「あそべる」	48	30	2
59	26	○サウンドスケープの技法をもとにした授業展開	むつグランドホテル	52	30	2
60	27	○価値判断を伴う鑑賞と思いや意図をもった表現を関連させた授業づくり (東北音研と併催)	青 森 東 高 校 アップルパレス青森	49	34	2
61	28	○授業における作曲・編曲の指導について	八 戸 プ ラ ザ ホ テ ル	43	27	3
62	29	○世界の音楽を体験する 一聴く・奏でる・つくる	弘 前 パ ー ク ホ テ ル	44	30	4
63	30	○心に響く和太鼓 ～和太鼓の魅力を生徒に伝えるためのアプローチ～	青 森 南 高 校	44	36	3
64	(令和) 元	○コダーイ・アプローチに基づく音楽リテラシーの探求	弘 前 パ ー ク ホ テ ル	48	35	2
65	3	○ひろげよう つたえよう こたえよう 見つけ出そう	八 戸 東 高 校	43	25	2
66	4	○高等学校に求められている音楽の力～「A 表現(3)創作」の可能性を深める	青 森 東 高 校	35	22	1
67	5	○音楽科の授業における ICT 活用の可能性	東 奥 義 塾 高 校	37	28	0